

17 陳情 第 5 1 号	建築確認業務の現行制度改善についての陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 12 月 1 日受理、平成 17 年 12 月 2 日付託
陳情者	新宿区下落合 _____ _____

(要 旨)

- 1 現在民間にも委ねられている建築確認業務を従来の自治体の業務に戻すべく法改正をするよう、国に求めることを要望します。
- 2 新宿区の建築審査担当関係各部課が互いに情報を共有し、透明性の高い総合的な審査をするよう要望します。

(理 由)

マスコミが連日大きく報道していることではありますが、千葉県の子歯建築設計事務所によるホテル・マンション耐震強度偽造設計が発覚し、現在の建築検査のあり方について全国的に大きな不安がひろがっています。全国 122 の民間検査機関のうち、新宿区では 17 の民間検査機関が指定され、そのうちには子歯事務所に協力したとみられる「イーホームズ」がはいっています。

過日、私も「下落合みどりトラスト基金」は、中山区長様に、近隣住民の訴訟に関して、東京地方裁判所の判決が出るまでは、建築主からの建築確認申請を受けても確認しないことを求めましたが、その返書において、「地域住民の同意を得ているかどうかは確認の要件とはされない」が故に、申請があった場合は法 6 条 4 項によりこれを受理し確認済証を交付しなければならない、と述べています。これでは住民はどうしようもありません。本来官の仕事であるべき検査を 1999 年に民間に委託して以来、新宿区は 17 の民間検査機関を実地に監察したことがあるのでしょうか？

住民の安全や住環境の保全に係る認可事項は営利主義の先行する民間に渡してはなりません。国、地方自治体が専管事項として守るべきものであります。

そこで、現在民間に一部委ねられている建築確認業務を従来の自治体の業務に戻すべく法改正をするよう、新宿区が国に求めることを要望します。

そして、新宿区の建築課をはじめとする実質的な単独審査を廃し、周辺地区の住環境を保全するべく関係各部課（例えば企画政策部、都市計画部、環境土木部）が互いに情報を共有し、透明性の高い総合的な審査をするよう強く要望します。

住民の住環境安全意識が高まっている現在、新宿区の英断に期待しております。